

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六一二四）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第七条第一項及び第七条第二項」を削り、「（令和六年条例第六十二号）」を「（令和六年徳島県条例第六十二号）」に、「」とする」を「（以下「読替え後の条例」という。）」と、第七条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする」に改める。

附則に次の一項を加える。

（勤勉手当の成績率の特例）

4 教育委員会は、特に必要があると認める場合には、第二十七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、同項第二号に定める成績率について別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。